

「証券会社、証券投資信託委託業者及び証券投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について」
 (事務ガイドライン)

現 行	改 正 後
<p>第三部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p>1 登録申請書の受理等に際しての留意事項 (略)</p> <p>2 業務 (略)</p> <p>2 - 1・2 - 2 (略)</p>	<p>第三部 証券投資顧問業者の監督関係</p> <p>1 登録申請書の受理等に際しての留意事項 (略)</p> <p>2 業務 (略)</p> <p>2 - 1・2 - 2 (略)</p>
<p>2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p>	<p>2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p>
<p>2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付 (1)・(2) (略) (新設)</p>	<p>2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付 (1)・(2) (略) (3) <u>規則第17条第2項第2号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類(個別運用、同一運用(複数の顧客資産について、運用の対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものをいう。以下同じ。))、合同運用(複数の顧客の資産を合同して運用し、かつ、合同して管理されるものいう。以下同じ。))、その他具体的運用方法の種類)を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。</u></p>

(3) (略)

2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付

(1) (略)

(新設)

(新設)

― 同一運用する場合

イ 同一運用する資産を管理する機関に関する事項

ロ 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項

― 合同運用する場合

イ 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項

ロ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項

ハ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項

ニ 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項

(4) 規則第17条第2項第4号の「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」には、令第1条各号に掲げる者（以下「再委任先」という。）の商号、住所、代表者氏名及び再委任の範囲を含む。

2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付

(1) (略)

(2) 規則第18条第2項第2号の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。

(3) 規則第18条第2項第4号の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。

― 同一運用する場合

(2) (略)

2 - 3 - 3 (略)

2 - 4・2 - 5 (略)

3 投資一任契約に係る業務

3 - 1 業務の内容及び方法を記載した書類

法第26条第2項に規定する「業務の内容及び方法を記載した書類（以下「業務方法書」という。）」には、以下の点が記載されていること。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

イ 同一運用する資産を管理する機関に関する事項

ロ 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項

合同運用する場合

イ 合同運用する資産の規模に関する事項

ロ 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項

ハ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項

ニ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項

ホ 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法（合同運用から中途脱退する場合を含む。）に関する事項

(4) (略)

2 - 3 - 3 (略)

2 - 4・2 - 5 (略)

3 投資一任契約に係る業務

3 - 1 業務の内容及び方法を記載した書類

法第26条第2項に規定する「業務の内容及び方法を記載した書類（以下「業務方法書」という。）」には、以下の点が記載されていること。

(1) 認可投資顧問業者の業務の基本方針及び業務運営の原則に関する事項

(2) 認可投資顧問業者の業務の範囲及び契約資産運用の基本方針に関する事項

(3) 顧客の勧誘及び管理体制に関する事項

(新設)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

3 - 2 (略)

3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等

(略)

(4) 同一運用又は合同運用する場合には、投資の方法に関する事項
(次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項。)

— 同一運用する場合

イ 同一運用する資産を管理する機関に関する事項

ロ 同一運用により取得した資産の配分基準に関する事項

— 合同運用する場合

イ 合同運用する顧客の属性及び顧客資産の種類並びにその合同運用する基準に関する事項

ロ 合同運用する資産を管理する機関に関する事項

ハ 合同運用により取得した資産の配分基準に関する事項

ニ 合同運用する資産の評価の方法及び合同運用する資産に係る各顧客の持分の計算方法(合同運用から中途脱退する場合を含む。)に関する事項

(5) 投資一任契約に係る業務の対象となる有価証券等及び証券取引行為に関する事項

(6) 認可投資顧問業者の組織及び財務の健全化に関する事項

(7) 利害関係人である法人に関する事項

(8) 証券投資顧問業協会(法第42条第1項に規定する証券投資顧問業協会をいう。)に加入する場合、協会自主規制等の遵守に関する事項

3 - 2 (略)

3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等

(略)

3 - 3 - 1・3 - 3 - 2 (略)
(新設)

3 - 3 - 3・3 - 3 - 4 (略)
3 - 4 ~ 3 - 6 (略)

3 - 7 規則第29条の2第1項第5号に規定する運用(いわゆる
合同運用)の禁止

投資一任会社は、規則第26条第2項第7号の規定により、個別運用管理の徹底を期すため、「複数の顧客の契約資産について、契約期間、対象となる有価証券、売付け又は買付けの時期を同一にする運用」(合同運用)を禁じられている。

したがって、同一のファンド・マネージャーの下で運用されている複数の契約資産について、例えば、結果的に1か月間同じように取り扱われたとしても問題にはならないが、相当長期間にわたって同じように取り扱われた場合には、規則第26条第2項第7号により禁止される合同運用に該当すると判断される場合があることに留意する。

3 - 3 - 1・3 - 3 - 2 (略)

3 - 3 - 3 合同運用等を行う場合の資産管理機関に関する事項

認可投資顧問業者が複数の顧客資産を同一運用又は合同運用する場合において、顧客資産の適正な管理・配分等を確保する観点から、同一運用又は合同運用する場合の資産管理機関については、次の各号に掲げる運用の方法の区分に従い、各号に掲げる資産管理機関が活用されていること。

- (1) 同一運用する場合 証券会社又は信託銀行
- (2) 合同運用する場合 信託銀行

3 - 3 - 4・3 - 3 - 5 (略)
3 - 4 ~ 3 - 6 (略)

(削る)

3 - 8 法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認

3 - 8 - 1 (略)

3 - 8 - 2 法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認範囲

法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、3 - 8 - 3に規定する「業務の内容及び執行方法」につき、3 - 8 - 4の基準により審査する。

(1)・(2) (略)

3 - 8 - 3 ~ 3 - 8 - 5 (略)

3 - 9 法第31条第2項の規定に基づく証券業の兼業の認可申請

3 - 9 - 1 ~ 3 - 9 - 5 (略)

(新設)

3 - 10 (略)

3 - 7 法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認

3 - 7 - 1 (略)

3 - 7 - 2 法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認範囲

法第31条第1項の規定に基づく兼業の承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、3 - 7 - 3に規定する「業務の内容及び執行方法」につき、3 - 7 - 4の基準により審査する。

(1)・(2) (略)

3 - 7 - 3 ~ 3 - 7 - 5 (略)

3 - 8 法第31条第2項の規定に基づく証券業の兼業の認可申請

3 - 8 - 1 ~ 3 - 8 - 5 (略)

3 - 9 法第32条の規定に基づく報告書の記載内容

法第32条に規定する報告書の記載事項について、規則第31条第2号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。

3 - 10 (略)

4 監督
(略)

4 監督
(略)